

意見書

2009年9月18日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

〒150-0031

渋谷区桜丘町3-24 カヨ一桜丘ビル6階

社団法人 日本インターネットプロバイダ協会

地域ISP部会長 晋山 孝善

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（本文中、事業者名称の敬称は省略させていただくとともに、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社については、それぞれ「NTT東日本」「NTT西日本」、総称する場合は「NTT東西」と略記させていただきました。）

1. 中小規模事業者への影響について

「2. NTT 東西による債権保全措置の実施状況」2 ページから 3 ページまでのグラフによれば、第 8 期の状況において、NTT 東日本の場合、21 社のうち預託金の額が 1 億円未満の事業者が 19 社、1 千万円未満の事業者が 16 社と圧倒的な割合であるのに対し、金額ベースで見ると、1 億円未満の事業者の分をすべて合計しても 1 億 2750 万円（全体を 19 億円とすると約 7%）、1000 万円未満では合計 3750 万円（同 2%）となっています（レンジの中央値×事業者数で推計）。NTT 西日本においても、14 社のうち 1 億円未満の事業者が 12 社、1 千万円未満の事業者が 8 社、金額ベースでは 1 億円未満が合計 1 億 9050 万円（全体を 9 億円として約 10%）、1 千万円未満が合計 2550 万円（同 3%）と、中小規模事業者が預託している割合は僅少であることが明らかとなっています。

これら事業者の預託金等により接続会計の中で不良債権をカバーできる割合はきわめて僅少であり、債権保全措置の効果そのものが疑問である一方、「債権保全措置の対象接続事業者に対するアンケート調査の概要」によれば、有効回答数 25 社のうち（預託金の金額の分布から、ほとんどが中小規模の事業者と考えられます）、預託金等が経営の負担になっている事業者が、「大変負担になっている」「負担になっている」をあわせて 80% に上るなど、中小規模事業者がサービスを提供するにあたり、きわめて問題が大きい制度であることがわかります。

アンケートでは、債権保全措置そのものに反対する意見が 56%、発動要件を相当としない意見が 80%、信用評価の基準が相当でないとする意見が 68% など、債権保全措置の制度及び運用に対して極めて批判的な回答となっており、中小規模の事業者に対する負担軽減措置等が必要であることがうかがえます。

このため、「(1) 債権保全措置の対象接続事業者数と接続事業者ごとの担保請求額」の項の末尾に、「中小規模の事業者からは債権保全措置による経営への影響に対して強い不満が寄せられており、これら事業者への債権保全措置の適用にあたっては、少額の取引の場合や、一定期間の円滑な取引経緯等により、減額や免除を行うことが必要と考えられる。」などの記述を追加していただきたいと考えます。

2. 7 ページ「(a) 信用評価機関の評点の活用について」について

「したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、」で始まる部分について、以下のとおり修文していただきたいと考えます。

「したがって、債権保全措置を必要最小限にするとの観点から、信用評価機関の評点の活用においては、これを絶対的な基準とするのではなく、評点が NTT 東西の設定する基準以下の場合であっても、例えば、接続事業者から支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提示され、当該資料の内容が監査法人、会計士、税理士、金融機関等によって証明されている場合にあっては、接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めることが適当である。また、信用評価機関の評点の基準についても、適時適切に見直しを行っていくことが望ましい。加えて、一定の期間支払いの遅延がなく、その後財務状況に大きな悪化がない場合についても、同様に接続事業者の個別事情を勘案する余地があり、預託金等を軽減ないし免除できる場合にあたると考えられる。」

株式を公開していない中小規模の事業者の場合、会計監査等を公認会計士が行っていることはほとん

どなく、記帳指導や決算書の作成などに税理士の関与を依頼していることが一般的といえます。中小企業にあっては、むしろ日本税理士会連合会等の4団体が関係各省庁の協力を得て作成している「中小企業の会計に関する指針¹」に基づく税理士の確認などが、金融機関に対しても一般的に通用しており、このような現状も取り入れた表現にしていただきたいと考えております。

また、長期の取引において支払いの遅延などがないことは、それ自体が支払能力を示す一定の根拠になることから、一定期間の支払い遅延がなく、財務状況に大きな悪化がない場合についても、預託金の預入れ等が不要と考えられる事例として追加いただきたいと考えます。

3. 「ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金の預入方法について」について

ダークファイバを利用する際に最低利用期間相当分である12か月分の料金の預入れが必要となると、本文にあるとおり「新規の営業ができない」事例も生じるものであり、過剰な負担になるものと考えております。

特に料金が高額になりがちな中継ダークファイバについては、NTT東西の空き心線を接続事業者に使用させるものであり、NTT東西における新規の設備負担は僅少であるといえます。1年以内に利用を取りやめることで残余期間分の損害がNTT東西に発生するとは考えられず、そもそも中継ダークファイバに1年間の最低利用期間が存在することが問題であると考えますが、預託金等についてもこの点を考慮のうえ、12か月分の預託金の預入れが必要とならないよう制度を見直すべきであると考えられます。

4. 検証全般について

今回、このような形で検証の結果が取りまとめられ明らかになったことは、大変ありがとうございます。

12ページにおいて、「また、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、今後1年間、引き続きNTT東西から報告を求めることとする。」との記述がありますが、アンケートの結果をみると事業者の不満も非常に大きい制度であり、今後1年間と区切ることなく、制度が存続する限りはNTT東西に対する適切な監督の一環として、期限を定めず毎年今回同様の検証を取りまとめられることを希望いたします。

また、預託金等の措置は事業者に多大な負担を強いるものであるため、預託金を求める額、全体の貸倒額、預託金によりカバーされた金額およびされなかった金額などについても総務省において詳細な説明を求め、その集計結果を公表することで、預託金等の制度がどの程度有効に活用されているのか、それとも事業者に負担を強いるばかりの状況にあるのかを検証していただくことが必要と考えられます。

¹ 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって掲るべき指針を明確化するために作成したもの。（日本税理士会連合会webページより。）